

個人住民税が課税されない人

(1)均等割・所得割のどちらも課税されない人

- ・1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額（※B）が135万円以下の人
（給与所得者の年収にすると204万4,000円未満の人）

(2)均等割額が課税されない人

前年の合計所得金額(※B)が下表の金額以下の人

扶養人数	合計所得金額	(参考) 給与収入金額
0人	380,000円	1,030,000円
1人	828,000円	1,478,000円
2人	1,108,000円	1,758,000円
3人	1,388,000円	2,099,999円
4人以上	1人増えるごとに 280,000円加算	扶養人数により 異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む。）の合計数です。

(3)所得割が課税されない人

前年の総所得金額等(※A)の合計額が下表の金額以下の人

扶養人数	総所得金額等の合 計額	(参考) 給与収入金額
0人	450,000円	1,100,000円
1人	1,120,000円	1,770,000円
2人	1,470,000円	2,215,999円
3人	1,820,000円	2,715,999円
4人以上	1人増えるごとに 350,000円加算	扶養人数により 異なる

※扶養人数とは、控除対象配偶者と扶養親族（16歳未満の年少扶養親族も含む。）の合計数です。

(※A)総所得金額等とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長・短期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- ・純損失や雑損失の繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(※B)合計所得金額とは

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長・短期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額
（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「(※A)総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。